

令和 2 年 1 0 月 9 日

会員 各位

埼玉県耳鼻咽喉科医会会長 谷本 秀司

耳鼻咽喉科診療所への経済的支援について

標記について、別添のとおり（一社）日本臨床耳鼻咽喉科医会から通知がありましたので、ご了解くださいますようお願いいたします。

担 当：事務局 養田

電 話：048-824-2611

FAX：048-822-8515

令和2年10月5日

都道府県耳鼻咽喉科医会
会長 各位

(一社)日本臨床耳鼻咽喉科医会
会長 福與 和正

耳鼻咽喉科診療所への経済的支援について

第2波は収束に向かいつつありますが、耳鼻咽喉科診療所の経営状況には改善の兆しが未だ見えてきません。

臨床耳鼻科医会では、厚労省、日医に耳鼻咽喉科診療所の窮状を訴え、科別の経済支援を要望してまいりました。しかしながら一次・二次補正予算では要望が実現されず、また現時点では診療報酬での補てんの見込みも立っていません。

一方、10月中旬に都道府県が主体で体制整備が行われます「診療・検査医療機関(仮称)」では、耳鼻咽喉科も指定が受けられるように要件が緩和され、更に「診療・検査医療機関(仮称)」を設置した医療機関への助成もかなりの額が予算化されております。

主要要件は下記のとおりです。詳しくは 参考 ●「診療・検査医療機関(仮称)」への助成について(厚生労働省の資料9ページ)をご覧ください。

- 1) 都道府県の指定を受けた「診療・検査医療機関(仮称)」が対象となります。
- 2) 1日あたり20人を基準患者数の上限として体制確保時間を設定(最大7時間)。(基準患者数－実際の受診患者数)×13,447円の補助が行なわれます。すなわち基準患者数が来院しなかった際に来なかった人数分の費用の補填がなされます。
- 3) また診療に必要な个人防护具は国から配布されます。
- 4) ホームページ等への掲示による住民への周知(公表)については選択できます。

(自院のかかりつけ患者や自院に相談のあった患者のみを受け入れる場合は、基準患者数の1日あたり上限は5人になります)。

診療所の構造的な問題もあり、すべての診療所が要件を満たせるわけではありませんが、曜日・時間など工夫次第では指定を受けることも可能となっております。

積極派と慎重派に分かれると思いますが、従来から耳鼻咽喉科には発熱を伴った急性上気道疾患やインフルエンザ等の患者さんが多く受診しており、「今年は発熱患者を診ない」という姿勢は地域の方々の信頼を失い、近年の患者数減少に拍車をかけることにもなり、患者数の激減につながるのではないかと危惧されます。また秋以降の耳鼻咽喉科医の対応は、上気道感染症に対する耳鼻咽喉科の真価が問われるものと受け止めております。既存の経済的支援に加えて、今回の支援策を活用していただき、経営状況の改善の一助としていただきたいと思います。臨床耳鼻科医会では、今後令和4年診療報酬改定に向けて活動を開始します。

医会長におかれましては、都道府県医師会から「診療・検査医療機関(仮称)」指定の依頼がありましたら、都道府県(政令都市)の体制整備の状況を勘案され、多くの会員に手を上げていただくように周知をよろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルスとインフルエンザウイルス同時感染拡大における感染のリスクを出来る限り軽減させるための「診療・検査医療機関」耳鼻咽喉科対応ガイドを日耳鼻と共同で作成する予定です。出来上がり次第ご連絡をいたします。

以上

参考

●「診療・検査医療機関(仮称)」の名称については、各都道府県で独自の名称で呼ばれている場合がある。

●新型コロナウイルス感染症の診療所経営への影響(日医の調査)

http://dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20200909_2.pdf

●次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について(厚生労働省新型コロナウイルス感染症 対策推進本部)

*地域の複数の診療所で輪番制を組んで、曜日単位等で発熱患者等の診察をする医療機関を設定することも可能。<https://www.mhlw.go.jp/content/000667888.pdf>

●発熱外来設置した医療機関への助成について(厚生労働省の資料 9 ページ)

受け入れ患者数(上限 20 名)を医療機関で任意に設定できる。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000674170.pdf>

●新型コロナウイルス感染症医療機関等情報支援システム(G-MIS)及び新型コロナウイルス感染症等情報把握・管理支援システム(HER-SYS)に必要な情報の入力については、医師会で代理入力が可能。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672778.pdf>

●都道府県の指定については、個別契約ではなく医師会が主導する集合契約(委任状の提出)。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000672778.pdf>

●新型コロナウイルスとインフルエンザウイルス同時感染拡大について

(一般社団法人日本感染症学会提言)

http://www.kansensho.or.jp/uploads/files/guidelines/2008_teigen_influenza_covid19.pdf